

大韓民国産炭酸カリウム
に対する暫定的な不当廉売関税の課税

関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、大韓民国(以下「韓国」という。)産の炭酸カリウムに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和2年6月29日から調査を実施。

【調査対象貨物】

- 炭酸カリウム(炭酸二カリウム)
- 輸入統計品目番号:2836.40-000
(協定税率:3.9%、基本税率:4.6%、特惠税率:無税)

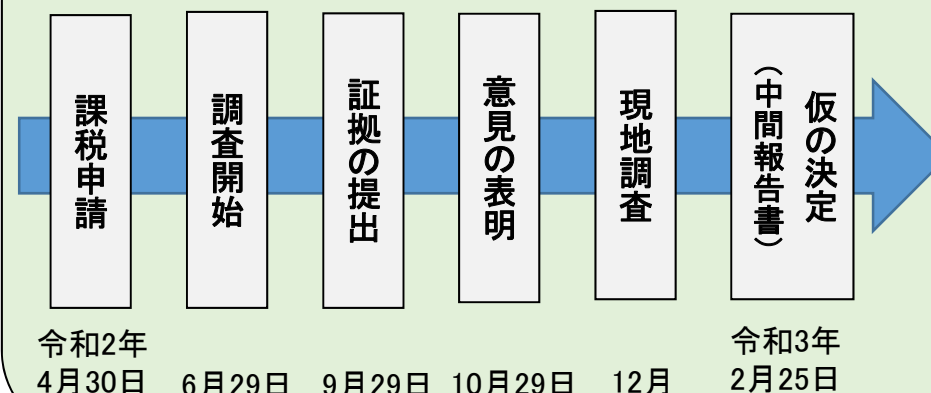


【炭酸カリウム】



【荷姿】

【これまでの経緯】



【調査対象期間】

- 不当廉売された貨物の輸入の事実:平成31年1月1日～令和元年12月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実:平成29年1月1日～令和元年12月31日

暫定的な不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が推定されること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。
- 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第9項

これまでの証拠等の提出状況

- 調査当局が知っていた利害関係者等に対し質問状等を送付し、その回答や証拠の提出、意見の表明等を求めたところ、これまでの提出状況は以下のとおり。

【表1】 利害関係者等からの提出状況

利害関係者等の区分	対象者	利害関係者等からの提出		
		質問状*1回答	証拠の提出*2	意見の表明*3
①海外供給者	1者	1者	1者	1者
②輸入者	3者	3者	提出なし	1者
③本邦生産者	2者	2者	提出なし	2者
④産業上の使用者	20者	9者	—	提出なし

*1 不当廉売関税に関する政令第10条第2項(①～③)及び第13条第2項(④))

*2 不当廉売関税に関する政令第10条第1項(①～③のみ)

*3 不当廉売関税に関する政令第12条の2第1項(①～④共通)

不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

- 正常価格: ・供給者1者(UNID Co.,Ltd(以下「UNID」という。))
→提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
・その他の供給者※
→調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNIDの正常価格に基づき算出。
- 輸出価格: ・UNID
→提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
・その他の供給者※
→調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNIDの輸出価格に基づき算出。

※今回の調査において韓国における炭酸カリウムの供給者はUNIDのみ。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は33.29%。

【表2】 不当廉売差額率

国(供給者名)		暫定的な不当廉売差額率
韓国	(UNID)	33.29%
	(その他の供給者)	33.29%

実質的な損害等の事実

検討

- 不当廉売された貨物の輸入
⇒ 韓国産品は、調査対象期間において、本邦における市場占拠率を拡大した(D)。
また、国産品を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。
- 本邦産業への影響
⇒ 本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保するべく、販売価格の引上げの抑制等を余儀なくされ(E)、製造原価の増加(F)に見合った価格設定ができず、営業利益が減少(J)。
- 因果関係
⇒ 韓国以外の国からの貨物による国産品の価格への影響などは特に認められず、韓国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定。

【表3】 本邦産業の状況

	平成29年	令和元年	(参考)平成29年から令和元年における変化率
国内需要量(A)	100	89	▲11%
韓国産品の輸入量(B)	100	108	+8%
国産品の販売量(C)	100	86	▲14%
韓国産品の市場占拠率(D)	100	120	+20%
国産品の価格(E)	100	103	+3%
国産品の製造原価(F)	100	122	+22%
韓国産品の価格(G)	100	99	▲1%
価格比(%) (H) *	65~80	65~80	
国産品の売上高(I)	100	88	▲12%
本邦産業の営業利益(J)	100	▲67	▲167%

表中、平成29年の数値を100とする指数を記入(価格比(%)を除く)

$$\text{価格比(%) (H)} = \frac{\text{韓国産品の価格 (G)}}{\text{国産品の価格 (E)}} \times 100$$

中間結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 今後の調査期間中に生じ得る損害の拡大を防止し本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。

暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表4のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当(暫定措置の期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である4か月)。

【表4】不当廉売関税率(暫定措置)

国(供給者名)		暫定的な不当廉売関税率
韓国	(UNID)	30.8%
	(その他の供給者)	

(注)不当廉売関税率=(不当廉売差額/本邦輸入価格)×100